

広島県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年十二月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 項 事	変 更 後
名 称	所 在 地		
小古江老人集会所	江田島市大柿町小古江 703番地2	名称	小古江集会所